

タイの地租改正について

北 原 淳*

A Note on Land Tax Reform in Thailand

by

Atsushi KITAHARA

This note tries to follow up the process of land tax reform in Thailand from 1874 to 1906. The reform could be understood in the context of fiscal reform. The fiscal reform can be summed up as the dynamic process to eliminate tax farming system, which used to foster groups antagonistic to the national integration policy of King Chulalongkorn. In other words, in order to bring about the national integration, it was necessary to prepare the material condition of the local administration reform.

Land tax collection had been traditionally administered by *Krom Na* (Ministry of Agriculture). During the reign of King Mongkut, *Krom Na* had changed into almost the same status of tax farmer, by contracting to pay the fixed rate of tax to the treasury every year. The task of land tax reform, was therefore, to integrate *Krom Na* into the bureaucratic system again and to decrease the tax leakage from *Krom Na* and local officials, by improving the collecting system. The next step was to eliminate *Krom Na* from the tax collecting system. From 1888 to 1896, confrontation between *Krom Na* and the integration group of the king concerning the method of collecting the land tax seemed to occur often. After the victory of the latter over the former, the land tax was collected by *Phrakhlang* (Ministry of Finance) in place of *Krom Na*. The third step was to revise the tax rate to increase the revenue. After the success in amending the provisions of the Bowring Treaty which had fixed the tax rate, the revenue of land tax doubled all of a sudden. Partly because of the delay of issuing title deeds and partly because of its separation from the tax collecting administration, the land tax reform in Thailand did not directly contribute to the settling of the titles to land.

はじめに

タイの地租改正を論ずる場合、日本の例から、たとえば、土地所有権の確定に果たした役割、近代化に必要な財政収入源の創出等を一義的に想定することには無理がある。タイの地租改正にそのような役割が皆無というのではないが、それは二義的なものであった。さしあたり地租改正はチャクリ改革の一環として行なわれた財政改革の一環であったと考えることができる。財政改革はチャクリ改革の最大の課題である国家権力の統一に物質的基盤を与える措置であっ

* 神戸大学文学部

た。従って地租改正も国家権力の統一にとって必要な財政的措置であると考えられ、またこのように想定したときその性格がより良く理解できるように思われる。

地租改正が土地所有権の確定、近代化のための資本蓄積に直接貢献しなかった基本的理由は半植民地支配下の家産制的経済構造に求めることができる。半植民地的支配下に形成されたモノカルチャー経済では近代的工業化に必要な資本蓄積を大量に必要としなかったし、そもそも工業化の可能性は制限されていた。国内市場は、ボーリング条約以降自由貿易体制になったとはいきわめて部分的に形成されたにすぎず、土地の商品化もまたきわめて部分的な現象にすぎなかった。国内商業は、特定の輸出入一次産品の流通を除くと、国家の財政活動による物質の一方的流れに代位された。この特殊な商業形態では商業の国家管理体制が優越する。この商業の国家管理体制の下での物質の流れに寄生する官僚、商業資本家層の私的商業活動（公的資源の私的資源への転用）が国内商業活動のかなりの比重を占めたのではないかと思われる。チャクリ改革の一環としての財政改革にゆだねられたひとつの課題は、このような公的資源の脱漏部分をなくし、国家権力に対抗する官僚、商業資本家層形成の物的基盤を絶つことにあった。

小稿はタイの地租改正をさしあたり上のような視角から考察する。考察の時期は主として1880年代から1906年の地租改正完了時まで限定される。今後地租改正を所有権の確定をも含む土地政策体系の中の的確に位置づける必要があるが、当面これは断念せざるをえない。今後さらに本格的な実証作業をつみ重ねてみた上で地租改正の性格、土地政策における位置づけ等を論じてみたいと思う。小稿はそのような目標のための中間報告である。

I 財政改革とその意義

Mongkut, ラーマ4世王(1851—1868)の時代の財政制度は、徴収担当者としての徴税請負人の利用と、彼らの納付先である国庫の諸部局への分散とを特徴とする。徴税請負制度の広範な採用は、条約によって制限された王室独占貿易からの収入に代わる財源確保のためとられた便宜的手段であった。ラーマ4世王以降近代的制度の導入や王権の正統性維持・強化のための諸措置（寺院、モニュメント建築、王室儀礼）に必要な財政支出が増加した。この財源確保の手段が徴税請負制度の採用であった。彼らの納入先たる国庫は4世王期18部局、¹⁾ Chulalongkorn, ラーマ5世王期（1868～1910）の財政改革着手直前10部局、²⁾ と多数の部局に分散していた。徴税請負制度は伝統的行政機構を利用することなく、その枠外で契約にもとづく所定の増収効果をあげることができ、また伝統的行政機構に対し契約にもとづく合理性の要素を注入したといわれるが、³⁾ 同時に農民、華僑に対する没恩情的搾取、本来国庫収入となるべき部分の「脱

1) Wilson (1970): p. 632.

2) Damrong (1963): pp. 176-9.

3) Wilson (1970): p. 621; Siffin (1966): pp. 39-40.

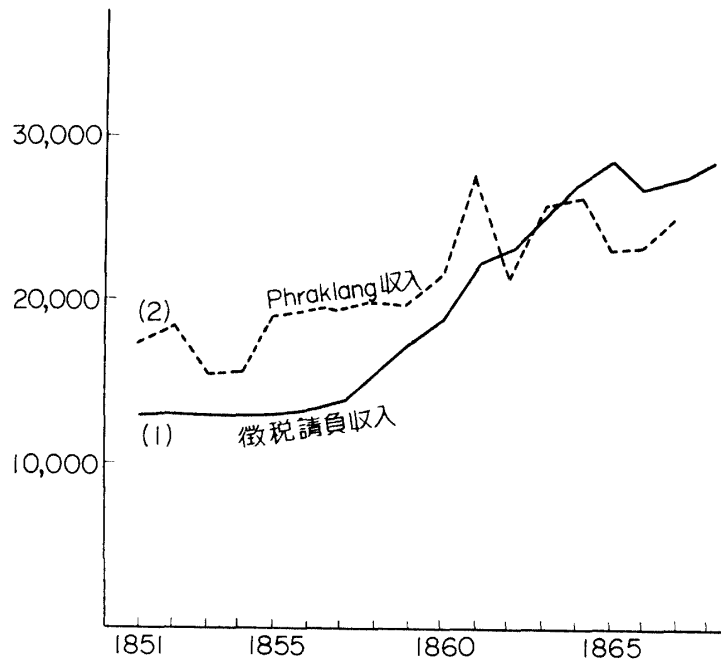


図1 徴税請負収入額

(1) Wilson (1970): pp. 995-1,000.

(2) Wira (1961): p. 74.

漏」を生み出したことも否定できない。この脱漏現象は国庫の分散化、伝統的 Kin Mûang (食邑) 慣習という行政機構の不備によって倍化された。

図1に示されるように、有力部局のひとつ Phraklang (財務局) の収入と比較して、徴税請負収入は急激に伸びている。もしこの仮定の「脱漏分」を減少させられるなら、租税収入はさらに増加したに違いない。「脱漏分」の存在は増収の上で障害となっただけではなく、それに寄生する官僚、商業資本家の台頭の可能性も残した。彼らは脱漏分を生活の維持、充足という最低限の範囲を越えて蓄積し、官僚資本家層に成長する可能性をもったと思われるが、このことは同時に王権と対抗する政治的勢力の成長の可能性を意味した。地方行政改革に代表される行政改革が分割的割拠的政治勢力の台頭を制限することに貢献したとすれば、財政改革は不自由労働制の解体とならんでその物質的基盤を絶つことに貢献したと考えられる。⁴⁾

即位5年後のラーマ5世王が着手したのは徴税請負人の一元的国庫の下への統制であった。1873年に Maha Mala 親王を長官として“Ho Ratsadakon Phiphat” (国家収入院) という部局が新設されたが、この部局は近代的財政制度導入の突破口とみることができる。1873年から1892年にかけて徴税請負人を国家収入院の下に一元的に統制し、入札制度にもとづく、本来的契約関係を結び所定の請負額の納入を厳しく義務づけた。いまこれらの徴税請負人の統制・管理の徹底化に関する法令・布告を詳細に検討する余裕はないが、ラーマ4世王治世期の1854年、

4) Sagan (1955): p. 128.

1856年に発せられた徴税請負人関係の布告⁵⁾と比較するとその差は明らかである。4世王期の布告では新課税対象の請負を奨励し、請負制度を拡充する方向を示すほかは、もっぱら請負権の乱用を禁止し、徴税による人民の困窮を緩和する国王の恩情的姿勢が示されている。このことは歴代の国王がその在位初期には人民への恩情の姿勢を示し、徴税額を低くおさえ、従って治世初期に租税収入額が低く、後期に高くなるという税収サイクル⁶⁾の反映であろう。これと比較すると1873年～1892年の財政改革の過程で発せられた法令は、徴税請負人の「国家収入院」の下での一元的管理化と近代的契約概念の厳格な適用とを主たる内容とする。

「国家収入院」は勤務時間、オフィスの設定、公文書保管義務など、伝統的官僚機構に近代的公務概念を導入したタイ史上初の近代的官庁と評価されるが、同時に徴税請負制度の改革の上で重要な役割を果たした。Wichit Watakanの表現によれば、長官 Maha Mala 親王は徴税請負人に対して「経済戦争」を挑んだ「徴税請負人の独裁者」であった。⁷⁾ 1873年の「国家収入院法」(Praratchabanyat samrap Ho Ratsadakon Phiphat)⁸⁾ および1874年の「徴税請負人布告」(Prakat Chao Phasi Nai Akon)⁹⁾ は、前文において、請負人が徴収した国庫収入を私的商業活動に流用し、このためバンコクの商業不振が生じているという認識を示している。この認識の是非はともかくとして、国家財政の「脱漏分」に寄生する商業の発生がうかがわれる。¹⁰⁾ このような商業により形成された「民富」を再び国家収入にくみ込むことが必要とされたのである。

1873年の法では、公開入札制度による請負権の競売、所定請負額の所定期日(毎月)における納付義務、義務不履行の際の処罰(妻子、奴隸、財産、土地没収と本人に対する3年間の徴役)、請負任命証の不正使用禁止、収入院係官の記帳義務、請負人との共謀等不正行為禁止、等もっぱら徴税請負人の管理強化の規定を主たる内容としている。請負人はすでにラーマ4世王の時代から Syndicate を結成して請負額を一定に保つ工夫をしたといわれる¹¹⁾ が、この時期の請負人には単独、合資、下請の三形態があったようであり、1873年法では下請人を使用する請負人に関する規定がある(第13, 15条)。また請負人の家計には奴隸(That)など不自由身分の被護農民が存在することがあきらかである(第10条)。

1892年の「徴税請負業法」(Praratchabanyat Kan Phasi Akon)¹²⁾ は1873年、1874年の法令

5) “Prakat Phim Khosana Phikat Phasi Akon,” *PKPS*, vol. 5, pp. 132-4.

“Prakat wa duai Phu thi cha Rap Tham Phasi Akon Tang Tang Hai Tham Rüang Rao Yün tam Krom,” *PKPS*, vol. 5, pp. 185-6.

“Prakat Rüang Hai Nangsü Khum Phasi Akon doi Phonkan,” *PKPS*, vol. 5, pp. 186-8.

6) Wilson (1970): pp. 631-2.

7) Wichitwathakan (1965): pp. 100-101.

8) *PKPS*, vol. 8: pp. 83-99.

9) *PKPS*, vol. 8: pp. 159-160.

10) Wilson は1850-60年代には徴税請負人=商人であったと推定する。Wilson (1970): p. 642.

11) *ibid.*, pp. 635-6.

12) *PKPS*, vol. 13: pp. 186-208.

を廃止し、これにかえてよりいっそう体系的な請負制度の国家管理の方向をうち出した。主たる規定は、租税請負人の官吏への編入、担当係官の私利私益追求の厳禁、請負人の権利・義務関係の明確化、である。1893年施行の「国内関税率法」(Praratchabanyat Phikat Phasi Phai Nai)¹³⁾では初めて国内関税(国内取引税)の官僚機構による直接徴収と各税に関する統一的課税率とが規定された。これまで徴税請負人は Phasi (Tax) と Akon (Duty) という二つの租税の категорияについて徴税請負権を有したのであるが、今後請負権は Akon という営業税の分野に限定されることになった。徴税請負人の官僚機構への制度的編入(これまでも個々に編入される例はあった)と請負権対象分野の限定とが方向づけられたのである。¹⁴⁾

1890年には「大蔵省業務法」(Praratchabanyat Phrathammanun Nathi Ratchakan Krasuang Phrakhleng Mahasombat)¹⁵⁾が発せられ、国庫管理の諸部局は、これまで Mahatthai や Kalahom などの有力部局の管轄に属していたものが、今後 Phrakhleng の下に移管され、国庫の大蔵省の下への一元化が規定された。徴税関係の部局としては、課役代(人頭税)、Akon, Phasi, 地租、関税の納入を管理する五つの部局の設置がうたわれた。

これまでの諸税の実際の徴収担当者は租税請負人と一部の官庁であった。徴税請負人は Phasi, Akon 徴収の大部分のほか、課役代、関税徴収の一部をも請負ったようであり、官僚組織を通じてほとんど大部分が徴収されたのは地租のみであったと思われる。いずれにしても徴税担当者はこれまで Kalahom, Mahatthai, Tha という国庫のエージェントでもある有力部局に管轄されていた。従来主として Kalahom の勢力下にあった Phrakhleng Mahasombat を大蔵省として独立させ中央の直接統制下におき、この大蔵省の下に旧徴税担当者を統合するという大改革が円滑に進行したとは考えられない。形式的には官僚機構を通じて徴収されることになっていた地租、関税の徴収自体もまた請負化していた事態の中では、国庫の一元化という大事業は、とりわけ権力抗争的な色彩をおびた政治過程の中で進行したであろう。従って1890年「大蔵省業務法」に規定された諸税の管轄機構設置も、動態的な過程の中で考える必要がある。

1892年、1893年の徴税請負人国家管理化の方向は、当然1890年における大蔵省の下への国庫一元化の形式的完成という文脈の中で理解される。しかしこれまで主として官僚機構の枠外にある徴税請負人に依存してきた租税徴収を、一挙に官僚機構が行なうことは不可能であり、その後少なくとも十数年にわたる移管のための試行錯誤の時期が必要だったものと思われる。具体的実態はより詳しく一次的公文書によって解明する必要があるが、ここではとりあえず代表的法令によって財政改革のポイントだけを概観するにとどめた。

13) PKPS, vol. 13: pp. 209-236.

14) Wira (1961): pp. 118-122.

15) PKPS, vol. 12: pp. 133-142.

II 地租関係の法令と地租改正の過程

地租 (Kha Na) は伝統的に Akon Kha Na と表現されるように Akon (Duty) の一種であり、土地からあがる生産物に対する収益税であった。所有権が不安定、未確定であったことを一因として、地租は土地所有者に対してではなく、土地の利用者に対して課せられた。少なくとも20世紀初頭には小作人 (借地人) が地租を支払う現象は一般的であったと思われる。

地租徴収の分野では古来 Krom Na (農事局) の果たした役割が大きい。この Krom Na はいわゆる Chatusadom 体制 (トライローク王以前に Müang, Wang, Na, Khlang の民部 4 Krom を国王が直接統括したとされる体制) における一部局として存在したことにみられるように、タイ官僚機構中の最古層に属する部局であり、Krom Na の統制は国家権力にとってきわめて困難な課題であった。「この税 (地租) の徴収はタイエリートの国内統治ときわめて密接に絡みあっていたので、タイ国家がその税から最低限の収入を確保するためにさえ、特別の手段がとられなければならなかった」¹⁶⁾ といわれるほどであり、徴税請負人化した Krom Na を国庫に統合し、地租増収をはかる事業は、財政改革の中で重要な位置を占めた。

ラーマ 4 世の時代には1855年、1858年、1864年に地租を軽減する布告が発せられている。1855年の布告の原型は不明だが、¹⁷⁾ Krom Na によって新しい地租納付証書 Tra Daeng 交付のための検地が行なわれ、その際 Na Khu Kho 田の地租を0.375バーツから0.25バーツに軽減する規定がなされた、とされる。この地租軽減策は実際は無主の占有地に限ってなされたこととされ、¹⁸⁾ また予想される Na Khu Kho 田地租の減収を埋めるため、3世王時代に廃止された Kha Nam (魚獲税) が再導入されるなどの事実もあるため留保が必要である。軽減の理由としては、保有農民 (Krom Fiphai 所属の Phrai Luang) の集団請願、彼らと利害を同じくする Na Khu Kho 田所有の王族、官僚の要求などがあげられる。¹⁹⁾

1858年の「新開田地租の初年度免除布告」²⁰⁾ は新開田の地租を、初年度免除、2～4年目減免、5年目より規定額徴収、と規定した。1864年の「Tra Daeng 交付田地租納付延期布告」²¹⁾ は水不足による不作のため、不作部分の地租納付を次年度まで猶予することを規定した。1855年の布告を含め、ラーマ 4 世時代の布告は一様に地租の軽減、支払猶予など、地租増収とは正反対の方向を示す。これは、米の輸出のための余剰が不十分な状況にもかかわらず輸出がなさ

16) Wilson (1970): pp. 649-650.

17) 以下の法令に言及されている。

“Prakat Hai Tang Akon Kha Nam Kep Riak tam Düm,” *PKPS*, vol. 5, pp. 225-6.

“Prakat Ngoen Kha Na Prot Hai Tang Khang,” *PKPS*, vol. 7, pp. 121-2.

18) Wilson (1970): pp. 655-7.

19) Chit (1974): pp. 276-8.

20) “Prakat Mai Hai Riak Yün Kha Na Thi Ratsadon Thakthang Khün Ma Pi Thi Raek,” *PKPS*, vol. 5, pp. 294-5.

21) “Prakat Yün Kha Na Tra Daeng Prot Hai Tang Khang,” *PKPS*, vol. 7, pp. 120-6.

れ、とくに不作の年には国内飯米の絶対的不足がみられ米価が高騰したため、新開地の米作を奨励する必要があった事情を反映した措置とみられる。

4世王の時代の Krom Na の長官であった Chao Phraya Phonlathep (本名 Long Bunlong) は国庫に毎年16万バーツの地租を支払う条件で国王から妥協をとりつけ、Krom Na は実質上の徴税請負人と化した。²²⁾ 現場の地租徴収者である地方役人の不正行為もまた恒常的現象であり、これを取り締るため、Kalahom, Mahatthai など有力部局の手を借りる必要があった。以上のような4世王時代の地租徴収の現状をあらため、地租を国庫に一元的に集中することが5世王の地租改正の課題となった。地租率の変更は、ひとつにはボーリング条約および付属協定第4条によって禁止されるとみなされた²³⁾ ためなされず、末端の納税者たる農民と中央の国庫とを結ぶ中間徴税機構を改善し、増税をはかることが地租改正の当面の課題であった。1874年に発せられた検地法²⁴⁾ はこれを目指したものであり、4世王時代の地租徴収体制を根本的に改める方向がうち出されている。この方向はもちろん1873年の「国家収入院」の新設にはじまる財政改革の文脈の中で考えることができる。²⁵⁾

1874年の検地法前文は次のような事情を記す。(1) Krom Na 派遣の地租徴税官(検地官)は毎年年末(2月)になると地方の田地を検分し、地租徴収額を査定した。徴税官は検地任命書を国司に示し、国司は、郡司、村長等に対し、徴税官の検地事業への協力を命じたが、監督不十分であった。(2) Krom Na の徴税官、地方役人が田地所有者に渡した納税証書 Tua Dika の記載事項は、鉛筆書のため消えやすく、係争の際などの証拠物として不十分であった。(3) 徴収した地租のうち、徴税官、地方役人の報償として各1割、米輸送料として80バーツ(1 chang) 当たり15バーツが控除されたが、村長はその報償から村税(Kha Tambon)、皮革税、米穀税等を徴税官によりさしひかれるなど、地租支払方法、報償の控除は混乱をきわめた。(4) Krom Na 派遣の徴税官は他の随行係官をも一族郎党で占めてしまい、徴税業務において地方役人との相互監視の体制がなかった。

以上のような欠陥をなくすため、(1) Krom Na は徴税官1名のみを任命し、地方役人(郡司)、村長とともに検地、徴税を行なわせ、三者の相互監視の体制をつくる(郡司、村長は Krom Na 徴税官を一方的に信用しないこと、不正の生じた際は三者をともに罰する等)。(2) 関係三者の検地、徴収の報償分は合計して、第1級国10%、第2級国11%、第3級国12%、ク

22) Wilson (1970): pp. 653-4.

23) 条約本文では英国籍者(The British Subject)は租税の賦課に関し、タイ人と同様の賦課率とされ、付属協定では英国籍者は土地税、輸入税以外の新課税はされない、との規定である。この規定がなぜ直ちに地租率の変更を禁止したと解されたかは不明。Bowring (1969): vol. II: pp. 217-8, pp. 235-6.

24) "Praratchabanyat Phu Raksa Mūang Krommakan lae Sena Kamnan Ampoe sūng cha Ok Dūn Pramūn Na," *PKPS*, vol. 8, pp. 242-251.

25) 筆者はかつてこの法を1855年、1864年布告の延長〔米作奨励のための免税措置〕と理解したが、財政改革の一環としての側面を軽視していたことを反省する。北原(1973): pp. 17-19.

ルンテープ8%とし、村長は報償の中から諸税を Krom Na 徴税官よりさしひかれる必要はない。(3) 検地出張にあたり Krom Na 徴税官は国家収入院にて大蔵卿より印刷した5種の貨幣額単位に応じた Tua Dika の書式を受けとる。(4) 地租を徴収した際、徴税官は額にみあった Tua Dika 何枚かに三者の押印をした上、納税者に渡す。

1874年法は国司、郡司、村長および Krom Na 派遣徴税官の業務規定にその主たる内容があると思われ、大蔵省の下への地租の一括納入により増収をはかるため、Krom Na 徴税官、地方役人、田地所有者（または納税者）の共謀、癒着による不正発生の事態をさけることを意図している。1882年に発せられた増補令²⁶⁾は、1枚の Tua Dika に6種の額に応じた収入印紙を貼付し、係官の押印をして納税者に渡すというシステムにきりかえ、納入貨幣額に応じ相当単位の Tua Dika を何枚も渡すという煩雑さを廃止している（実は1875年より行なわれてきたシステムの再確認）。租税証書 Tua Dika に収入印紙を貼るシステムを導入したことは、徴税係官による国庫納入相当分の着服、滞納をチェックする上できわめて有効であった。Krom Na 徴税官が出張にあたって受け取り、預った印紙の総額は、実際に国庫に納付された地租額と徴税出張期間後に未使用分として返却された印紙残額との合計に理論上等しくなければならず、この点から徴税係官による不正着服額を推定することが可能となったからである。

ラタナコーシン暦107年（1888年）には、1874年について画期的な地租徴収法が制定された。その全文は、『年次別法令集』にも Krom Na 関係の公文書にもみあたらないが、法令の存在自体はその増補布告（1889年）²⁷⁾によってもあきらかである。Krom Na 関係の公文書²⁸⁾と増補布告とを参照するとほぼ次のような内容であったと思われる。

(1) Tra Chong, Tra Daeng など正規の占有証書のない土地は国有地とみなす（占有者が占有証書の交付を望まない、耕作の意志がない、耕作能力をこえて占有している、等の場合も同様）。国有地の耕作は小作とみなし、国家に対しライ当たり0.25バーツ (1 salüng) の小作料を支払うこと。

(2) 旧占有証書の所持者はそれを提示し、あらたな書式の占有証書 Chanot Tra Chong (Bai Chong) を受けとる。新占有証は占有地25ライにつき1部を交付し、新規交付の場合は、25ライまたは証書1部につき、所定の地租以外に、占有証書代として6バーツを支払う。

(3) 新たに土地を開墾する場合、Krom Na 係官、国司、地方役人に申し出て、所定の書式による占有予定証書 Bai Yiap Yam の交付を受ける。この土地を3年以内に耕地とした場合4年目に Tra Chong の新規交付を受け、以後地租を支払う。

(4) その土地を休耕、放棄する場合は占有証書を返却する。返却せず所持したまま同時に別の土地を開墾してはならない。

26) *PKPS*, vol. 10: pp. 118-121.

27) “Prakat Sangkhep Rüang Kha Thamnam Chong Na,” *PKPS*, vol. 12: pp. 35-7.

28) *K.S.*, 3-1/1, 1/121; *K.S.*, 3-2/9, 3/119; *K.S.*, 3-2/10, 10/55. などに散見される。

この1888年地租法は混乱を招いたらしく、翌年増補布告が発せられた。その要点は、(1)25ライをこえる同一占有地片につき、証書第2部以上の占有証代は1部につき0.25パーツとする。(2)25ライ未満の小地片は、数片合計しても25ライに満たない場合一括して占有証代は6パーツとする。(3)以上の規定以上に前年超過徴収した分については返納する。

1888年地租法は、ボーリング条約による新規課税項目設定、所定徴税率変更の全面的禁止という枠内で、地租増収をはかろうとした苦肉の策とみられる。つまり占有証代、国家の小作料という合法的な形で新しい地租項目を創設したのである。後述のように、1888年には、1875年（つまり収入印紙の使用がはじまった年）以来の地租脱漏分の大整理が併行しておこなわれた。以上を一因として1889/90年（ラタナコーシン暦108年）以降の地租納入額は飛躍的に増加した。

1900年には「地租徴収法」(Phraratcha Banyat Laksana Kep Ngoen Kha Na)²⁹⁾が制定された。地方行政改革によって内務省による地方官吏の直接掌握が進んだ事態をふまえて、地租徴収業務を Krom Na（その後身としての農務省）から大蔵省国税局に移管し、地租は以後、国税局が地方役人の協力をえて徴収するシステムが導入された。³⁰⁾ この1888年から1900年に至る時期は、地租徴収の管轄をめぐる Krom Na と大蔵省とが争う時期であり、地租改正史上きわめて重要な時期として位置づける必要がある。ところが従来この時期の地租関係の法令(案)は『年次別法令集』(Prachum Kotmai Pracham Sok) など制定法令の集成史料類にはみあたらないため、その存在が不明であった。

Krom Na 公文書を検討してみると、少なくとも1891年、1894年の2回にわたって³¹⁾重要な地租徴収法令案が農務省によって準備されながら、結局正式に制定されなかったことが明らかである。

1891年の地租法案（タイトル不明）³²⁾は農務卿 Phraya Phatsakorawong によって準備されたとみられ、³³⁾内容は40条にもものぼる本格的な法案の体裁をとり、地租徴収方法を規定する。詳細は省くが要点は1888年の地租法の規定を整理し、誤解を生じないように心がけたものと考えられる。Krom Na 公文書で知りうる限りの1888年地租法の規定に加えて、(1)地方役人は管理し、納付する地租を地方支出にあててはならず、また地租の会計簿を作製すること。Krom Na 派遣官吏の不正は告訴することができる。地租の中央送付は地方役人と Krom Na 係官が共同して行なう。地租徴収は6～8月に完了し、また所定期日までに国庫送付を行ない、遅滞を厳禁する。(2)納税貨幣が旧貨の場合、Krom Na 係官、地方役人がフイゴ、炭等を準備して納付者自身に鋳つぶさせ、鋳つぶし料等請求してはならない。納税者自身が行なわず、Krom

29) PKPS, vol. 17: pp. 494-502.

30) K.S., 3-2/31, 10/55: pp. 56-9.

31) このほかに運河地域に対する占有証書の交付を目的とした「田地測量法」(P.B. Truat Rangwat Na) <1896>案がある。北原(1974): pp. 313-8; 北原(1976): pp. 296-8.

32) K.S., 3-2/10, 10/55: pp. 8-18.

33) K.S., 3-1/2, 1/119: p. 84.

Na 係官、代理人に鋳つぶしを依頼する場合、所定の鋳つぶし料を支払う、などの規定がある。

この地租法案は他の箇所³⁴⁾で、ラタナコーシン暦110年、あるいは111年地租徴収法と記されており、部分的に施行されたのかもしれない。しかしタイプで打った本文にその後つけ加えたとみられる手書きの部分には、1893年の年号もみえる。Phraya Phatsakorawong の時代に起草され、1892年に農務大臣に就任した Chaophraya Surasakmontri に引き継がれて検討されたと考えることができる。³⁵⁾

1894年6月 Surasakmontri はあらたに「田地法」(Praratcha Banyat Laksana Thi Na) を起草、上提し、同年11月付則農務大臣令として、農務省徴税官任命布告、地租徴収令草案を起草、上提した。³⁶⁾田地法草案の主旨説明によれば次の通りである。

旧占有証書 Tra Chong の交付には Krom Na 徴税官、地方役人、村長の三者の押印を必要とした。この印章は年度限りで返却する規定であったが、ひき続き期限切れ後も不正に使用された。不正の Tra Chong 乱発のため交付帳簿はなく、知事もその交付状況を把握できず、このため土地の権利をめぐる係争が濫発している。1888年地租法は Tra Chong の交付と地租徴収の一本化をめざしたが、業務進行状況が必ずしも良くないので、再び地租徴収法を制定し、地租徴収業務の一元的管理化を徹底する。

- (1) 1874年法および1882年増補令を廃止する。
- (2) 権利証書の登記を行なう。
- (3) 地租徴収は申告制とする。
- (4) 出張ではなく、常駐の Krom Na 徴税官を任命し、常設の田地業務所を設置する。
- (5) 徴税官、地方役人の報償（徴収経費とみなす）を徴収額の12%とする。
- (6) 本法を特定地域にまず施行する。

この法案は土地係争の処理と地租の増収という二つの目的を一挙に解決しようとしたとみられる。Surasakmontri はこれによって現時点の地租収入 15,000 chang (120万バーツ) を 25,000 chang (200万バーツ) に増収できると推定している。

同法案の審議はフランスとの国境紛争(1893年)の事後処理、国王の病気などのためもあって長びいた。しかし、1896年頃から農務省(Krom Naの後身としての)の権限縮小が計られ、1897年3月に農務省が廃止されたという推移をあわせて考えると、むしろ農務大臣の起草した法案の審議が意識的にサボタージュされ、ひきのばされ、結局法案はうやむやのまま流産してしまった、とみたほうがよさそうである。

1894年～95年にかけて農務大臣 Surasakmontri、および副農務大臣 Phraya Prachachip は国王秘書官役の Sommot 親王や内務大臣 Damrong 親王に同法案の主旨をくり返し説いた公文

34) *K.S.*, 4-4/3, 17/55: p. 13, p. 19.

35) 北原(1974): p. 300 で Surasakmontri が起草したと断定したのは誤り。

36) *K.S.*, 3-2/10, 10/55: pp. 31-73.

書を送った。³⁷⁾ 農務省側の主張は、農務省が Thesapiban 常駐の Krom Na 徴税官を任命し、従来の毎年の徴税期ごとに徴税官を任命、派遣する慣習を廃止すれば地租の増収、土地係争の防止をはかることができる、というものだった。これに対し Damrong 親王、国王側は、地方行政改革が進行中の現時点では内務省派遣の州知事を Krom Na 徴税官に任命、兼任させることによって従来弊害であった内務省派遣の州知事と Krom Na 派遣の徴税官との不和が解消できると主張した。1896年の徴税期には以上の論争は内務省の勝利に帰したようであり Damrong 親王は州県知事に対し地租徴収を命ずる内務省通達を起草している。

1897年3月～1899年9月の間農務省は廃止されて存在せず、この間地租徴収業務は、1898年に再編新設された大蔵省国税局 (Krom Sanphakon) が州県知事の協力をえて行なった。³⁸⁾ 以後農務省が再設されたのちも、地租徴収業務は完全に大蔵省によって行なわれ、長らく伝統的であった Krom Na による地租徴収の慣習は断ち切られた。1900年に制定された「地租徴収法」は以上の経緯の法的表現であり、内務省による地方行政改革と大蔵省による財政改革が少なくとも地租改正のプロセスにおける国内的阻害条件 (Krom Na=農務省の存在) を排除することに成功したことを示した。しかし同時に、従来地租徴収に付随して行なわれてきた占有証書の交付 (= 権利確定事業) は、農務省の伝統的経験を不可欠とし、このため地租徴収事業とは無関係に、権利確定事業が再建された農務省の手によって行なわれることになった。

1900年地租法は別途検討すべき重要な諸規定を含むが、さしあたり注目されるのは「本法は土地所有のための権利証書交付事業とは関係なく、それ (交付事業) は地租徴収事業とは異なる事業として整備される」(第4条) として、地租徴収を、土地の権利にかかわりなく進める方向をうちだした点である。このことは、土地の所有者ではなく、土地の耕作者から地租を徴収することを意味した(第12条)。また伝統的地租徴収方法による Na Khu Kho 田, Na Fang Loi 田という区分を政府が定めたものと再確認することによって、今後 Na Khu Kho 田による徴税地域を拡大する可能性をも示唆した (第5条7項)。なお地方行政改革の進行により、北部に対するバンコクの支配も強まり、同じ年に「西北部諸州地租徴収法」(Phraratchabanyat Kan Kep Akon Thi Din Nai Monthon Tawantok Chieng Nūa)³⁹⁾ が制定された。

地租徴収が土地の権利確定事業と切り離され、また国家の必要による徴税方法の変更の可能性が示唆され、地租増収の要件は整ったのであるが、その際の唯一の障害とみなされたのがボーリング条約の課税制限条項であった。しかしこの条項も1900年の条約の一部改正によって除去された。⁴⁰⁾ 財政改革の一環として賭博税等徴税請負制度による徴税部分の比率を徐々に減少

37) 北原 (1974) : pp. 325-330 [*K.S.*, 3-2/10, 10/55]

38) *K.S.*, 3-2/31, 10/55: pp. 56-9.

39) *PKPS*, vol. 17: pp. 315-9.

40) *RFA*, the Year 120: p. 11; Ingram (1971): p. 77, p. 178. 正式の協定名は次の通り。

“Agreement for the Abrogation of the Land Tax Schedule in the Supplementary Agreement to the Treaty of 1856” (Sept. 20, 1900).

させる動きの中で、地租増税が必然化した。1906年の「地租徴収方法、税率改訂布告」(Prakat Kae Withi lae Phikat Kep Ngoen Kha Na)⁴¹⁾は、以上の前提をふまえた地租増収のための技術的解決策を示す。

1906年布告の要点は、(1)利用度による田地の区分 (Na Fang Loi, Na Khu Kho, Thi Huan Ham), (2)平地 Na Khu Kho 田の地租の5等級区分, (3)その他特殊な田地の課税規定, 等である。この布告の付則施行令ともいうべき「地租徴収布告」(Prakat Ok Pai Kep Ngoen Kha Na)⁴²⁾によれば、全国49県 (Müang) の全行政村 (Tambon) はすべて5等級の田地に区分され、またこれまで Krung Kao, Angthong, Lopburi, Suphanburi の4県に限られていた Na Khu Kho⁴³⁾ 田の適用地域を拡大する方向が示唆されている。

この1906年布告については、一方では第1級田に対しライ当たり1パーツの課税率は高すぎるという意見があり、他方賭博税廃止委員会はこの地租に加えライ当たり0.25パーツの占有料 (Kha Huang Ham) を支払うべきだと主張した。⁴⁴⁾

その後、もれた行政村名のつけ加え、新村の形成による村名のつけ加え、不作や低収量を理由とする田地等級の変更などがあったが、この1906年布告によって定められた地租率は基本的には1930年まで維持されたとみられる。なお1908年には、1906年布告の主旨に沿って「Na Khu Kho 方式地租徴収布告」(Prakat Kep Ngoen Kha Na Pen Withi Na Khu Kho) が発せられ、これまでの Na Fang Loi 田が Na Khu Kho 田に大量に切りかえられ、その対象地域は、広くデルタ周辺部一帯に及んだ。⁴⁵⁾

III 地租徴収の実態

まず1881年以降の地租および占有証代金の徴収、納付額は表1の通りである。1889/90~1891/92年分の全容が把握できないのが残念であるが、この時期を境に地租（および占有証代金）収入が急速に増加したことがあきらかである。第2の増加時期が1898/99年、第3の激増時期が1906/07年である。第1の時期の増加は前述の1888年の地租徴収法によるものである。すなわち、この法にもとづく占有証代収入、国有編入地の小作料収入などが従来の地租収入に加わったためである。第3の時期の激増の理由はもちろん1906年の地租改正である。増収のための諸措置により地租徴収額は一挙に2倍にもなった。ここで興味あるのは第2の時期の増加の理由である。この時期には一時的に農務省が廃止され（1897年3月~1899年9月）、地租徴収は農務省の手から新設の大蔵省国税局 (Krom Sanphakon) の手に移った。1896年の内閣大改造

41) *PKPS*, vol. 20: pp. 163-7.

42) *K.S.*, 3-2/35, 10/290: from Damrong to the King 10th Nov. R.S. 124.

43) "Prakat Kep Ngoen Kha Na," (22th Nov. 1900) ではまだこの4県に限られた。*K.S.*, 3-2/31, 10/55: pp. 75-6.

44) *K.S.*, 3-2/35, 10/290.

45) *PKPS*, vol. 22: pp. 438-471.

と農務省廃止という事態が、地租増収につながったと考えられる。

1888年の地租徴収法の制定によって、以後地租収入は飛躍的に増加したが、1889年には過去の滞納、未納分地租の大整理も行なわれた。表2はその成果を示す。1875年以降の未納分の推定が可能になったのは、前述のようにこの年から収入印紙が利用されるようになったためである。農務大臣(農務卿)のポストは、1875年～1885年の11年間は Mahatthai 所属の Chaophraya Rattanabodin が占め、続いて1886～88年には Kalahom 所属の Chaophraya Phonlathep が占めた。このあとを継いだのは Phraya Phatsakorawong で、彼は1892年に Kalahom の Chaophraya Surasakmontri が農務大臣のポストに就任するまでの間、きわめて精力的に地租

表1 地租収入額

(単位：Baht)

1881/82	505,585	1897/98	1,602,354
1882/83	518,124	1898/99	2,763,268
1883/84	614,111	1899/1900	2,667,383
1884/85	837,912	1900/01	2,995,378
1885/86	560,044	1901/02	3,144,855
1886/87	527,327	1902/03	3,163,535
1887/88	808,672	1903/04	2,941,196
1888/89	787,927	1904/05	3,763,647
1889/90	* 1,004,627	1905/06	3,859,494
1890/91	* 212,240	1906/07	7,579,449
1891/92	—	1907/08	7,638,743
1892/93	1,024,914	1908/09	7,101,429
1893/94	1,710,225	1909/10	8,003,720
1894/95	1,479,758	1910/11	7,302,699
1895/96	1,129,455	1911/12	6,043,752
1896/97	1,696,675	1912/13	6,894,924

- (出所)1. 1881/82—1888/89 Archives of Rama 5th Reign, Receipt of Phraklang only
 2. 1889/90—1890/91 Archives of Rama 5th Reign, *Tax for 1888/89 only
 3. 1892/93—1893/94 Report of Financial Adviser
 4. 1894/95— Statistical Yearbook

表2 1875～1887年度分滞納地租徴収状況

	返却印紙額	推定滞納分	1888/9年回収分	純滞納額
1875—1885年度分	17,611 C	10,998 C	548 C	10,449 C
	52 B	52 B	53 B	78 B
	8 A	24 A	48 A	56 A
1886—1887年度分	10,788 C	7,793 C	3,476 C	4,296 C
	65 B	34 B	48 B	66 B
	16 A	56 A	52 A	0 A

C : Chang 鑄造貨=80 Baht, B : Baht 鑄造貨, A : At 鑄造貨=1/64 Baht

(出所) K.S., 3-2/2, 1/119 (Rüang Kep Ngoen Kha Na nai Krung lae Huamüang) より作製。

徴収業務にあたった。前述のように、1891年の地租徴収法案の起草も彼の手になるものと思われる。彼は1888～89年に、1875～87年間の滞納、未納分の点検を行ない、これによって表2のように約32万2000バーツ (1 chang=80 baht, 1 baht=64 at) の過去の未納地租を回収することができた。

1888年度分の地租は1889～1890年にかけて徴収されたが、その結果は表3のように、約112万7000バーツ相当であった。Krom Na 徴税官の派遣によって地租徴収がなされた地域は広義

表3 1888年度分地租徴収状況 (単位：Chang)

徴税官名	県名	1889年徴収分			1890年徴収分			合計		
		地租	占有証代	合計	地租	占有証代	合計	地租	占有証代	合計
Phraya Kasetrak Phra Thanya	} Krungkao	830	170	1000	630	100	730	1460	270	1730
Luang Phithak		Angthong	580	20	600	100	—	100	680	20
M.R. Phae	Suphanburi	—	—	—	450	—	450	450	—	450
Khun Wichan	Lopburi	410	200	610	151	90	241	561	290	851
Phraya Prachachip Luang Nangkhan	} Krungthep	380	670	1050	—	12	12	380	682	1062
Phra Sithip		Samutprakan	199	124	323	—	—	—	199	124
Luang Phakdi	Uthaithani	156	489	645	—	—	—	156	489	645
Nai Kok	Nakhon Nayok	142	475	617	—	—	—	142	475	617
Nai Leha	Singburi	400	676	1076	—	—	—	400	676	1076
Luang Rachawongsa	Bang Lamung, Rayon	103	377	480	—	—	—	103	377	480
Luang Phitak	Chonburi, Phanatnikhom	24	357	381	—	—	—	24	357	381
Phraya Sudarat	Nonburi, Phatumthani	46	598	644	—	—	—	46	598	644
Nai To	Saraburi, Phraphutthabat	180	20	200	30	5	35	210	25	235
Nai Charoen	Saraburi, Phraphutthabat	485	82	567	43	33	76	528	115	567
Cha Chit	Pramburi, Inthaburi	130	160	290	—	—	—	130	160	290
Nai Chai	Chaiya, Manorum	131	301	432	21	1	22	131	301	454
Cha Phonlan	Nakhon Sawan, Phichit	199	144	343	—	—	—	199	144	343
Luang Kosa	Tak, Kamphaengphet	100	146	246	—	—	—	100	146	246
Nai Kit	Sawankhalok, Sukhothai	161	18	179	—	—	—	161	18	179
Luang Phiphit	Phitsanulok	193	38	231	—	—	—	193	38	231
Luang Raksa	Phichai	154	26	180	—	—	—	154	26	180
Phraya Sena	Samutsakon, Nakhonchaisi	144	30	174	90	10	100	134	40	274
Phra Phiphitali	Samut Songkhram, Ratburi	140	—	140	30	340	370	170	340	510
Nai Phon	Phetburi	305	140	445	—	—	—	305	140	445
Phraya Wiset	Kanchanaburi	9	230	239	—	—	—	9	230	239
Luang Sonchak	Chanthaburi, Trat	—	—	—	310	—	310	310	—	310
Luang Mahit	Chachoengsao	289	631	920	80	—	80	369	631	1000
Phra Phrahom	Prachinburi	240	40	280	62	—	62	302	40	342
Luang Tham	Nakhon Rachasima	212	16	228	—	—	—	212	16	228
合計	Songkhla, Phattalung	36	—	36	—	—	—	36	—	36
		6381	6176	12557	2011	642	2653	8392	6818	15211

(出所) K.S., 3-2/2, 1/119, pp. 97-100.

の中部一円であることがあきらかである。とりわけ Krung Kao, Angthong, Lopburi, Krungthep, Nakhon Nayok, Chachoengsao の地租収入は大きかった。ただし最後に、Nakhon Rachasima (Korat), Songkhla, Phattalung が加えられており、鉄道建設前であるにもかかわらず、コラートの徴収額が比較的多いのは注目される。⁴⁶⁾ また、1888年法の規定にもとづき従来の地租収入に加えて、その8割程度にあたる占有証代金収入があり、これが地租徴収総額を増加させたことも見逃せない。とりわけ運河開発、開墾による新開地の多い Krungthep, Samutprakan, Uthaithani, Nakhon Nayok, Chonburi, Chainat, Kanchanaburi, Chachoengsao などでは占有証代収入が地租収入を上まわった。

占有証代金の徴収は、とくに新開地でまだ従来の占有証書の交付されない、形状としても不安定な耕地の多い地域では大きな混乱をひきおこしたもようである。ひとつは新占有証 Chanot Tra Chong の交付に関する規定が不備で、このため多額の交付代金を徴収しすぎたこと、またさらには、証書のない土地を国有地に編入し小作料を徴収したこと、等である。

1888年地租徴収法第2項の規定によれば、従来の Tra Daeng, Tra Chong 等正式の占有証書のない土地は新証書を受領しない限り国有地とみなされたが、新証書を受領する意志のない農民は新開地の多い Lopburi, Phichit, Pitsanulok, Nakhon Sawan, Phichai (Uttaradet), Phraphuttabat などに数多く、混乱を招いた。

Lopburi の田地は、1888年法により一律に新しい占有証書 Chanot Tra Chong (Tra Daeng) を交付すべきだとみなされた。しかしこの地域はラオ人の陸稲栽培地で、2~3年耕作したあと耕地を放棄する移動耕作法が残り、耕地の4分の1は未耕状態であった。また保有規模もたかだか4~5ライと小さかった。そこで農民は新しい占有証書を受領して占有証代金や地租の支払いをすることを好まなかった。⁴⁷⁾

Nakhon Sawan では農民が Damrong 親王に訴えたため次の事実が判明した。⁴⁸⁾ 1888年法にもとづき新しい占有証書が交付されたが、この過程で正式と認め難い旧証書が70件発見され、この証書の対象地には新規に占有証書 Tra Chong を交付する手続きがとられた。このうち面積の大きい40件についてはあらたに占有証書代(25ライにつき6バーツ)が支払われ、新証書が受領されたが、残りは証書代支払いを拒否したので国有地に編入され、地租(ライ当たり0.375バーツ)以外にライ当たり5 sat (sat は thang に相当)の小作料の徴収が行なわれた。

Phichit では国有地に編入された土地の農民が地租に加えライ当たり0.25バーツの小作料を徴収されたと訴えた。また Phichai (Uttaradet) でも1888年法にもとづき、1889年には新証書受領を望まぬ農民の土地は国有地に編入された。数ライの所有者は6バーツを支払って新証書を

46) K.S., 3-1/1, 1-121: pp. 20-29. にコラートの報告がある。

47) *ibid.*, pp. 10-18.

48) K.S., 3-3/4, 6/55: pp. 1-7. 以下同様。

受理するより国有地に編入されるほうを選び、このような土地は1万ライ以上にのぼったといわれる。

これら地域の農民は巡幸中の Damrong 親王に対して善処を訴えたため、前述のように1889年に前年の地租法の増補布告が発せられ、占有証代超過徴収分の払戻し措置がとられたのである。しかし国有地への編入規定は1891年、1894年法案の規定に明記されているように、1890年代にはいっても慣行として生きたようである。1891～1893年度の小作料徴収額は農務大臣の報告によれば、3年間分合計 369 chang 61 baht 32 at であった。⁴⁹⁾ 1894年には農務省の通達にもとづいて、Phraphuttabat の知事は国有地とされた4169件の農民の土地の小作料徴収を申請した。⁵⁰⁾この土地の農民が内務大臣 Damrong 親王に訴えたので、親王は人民の困窮を増すとして知事に中止を命じ、国王に対してもこの国有地編入規定の再考を求めた。

運河地域の新開地の場合、1888年法がもたらした影響はもっと複雑であった。Prawet Burirom 運河地域では、旧占有証書を受領するためには運河掘削援助資金 (Kha Khlong) としてライ当り幹線1.375バーツ、支線1バーツの支払を必要とした。この旧占有証書も Tra Chong と呼ばれ、一時的占有証 (Bai Chong) に近く、3～5年間の免税期間があった。旧証書の交付は運河資金完納の際交付される建前であったが、納付資金の管理がずさんでそのため証書が未交付であったり、また一部が納入された際に交付された仮証書 (Tua Bai Nam) しかなかったりした。このような状況の中で、新たに占有証書を交付する (原則として有効旧証書は無料で新証書に切り換え) ことはきわめて困難であった。⁵¹⁾

1889年～1891年度の地租徴収の実態は Krom Na 文書では欠落しているが、1892年にあらたに農務卿 (農務大臣) に就任した Chaophraya Surasakmontri によれば、年度末の2月に Krom Na 徴税官を派遣する措置がおくれ、業務状態は不活発であったとされる。⁵²⁾ しかし占有証書代 (しばしば占有料 Kha Chong と呼ばれる) 収入の増加にともない地租総収入は増加した。同時に農務卿に Phatsakorawong が就任して以来未納、滞納分の点検が厳しくなったとみられ、いくつかの例を拾うことができる。

Nakhon Nayok については最も詳しい記録が残っている。⁵³⁾ 国司 Phraya Phibunsongkhram 存命中1888年度分地租として国庫に納入されたのは 1000 chang 以上であった。1890年彼は没し、その財産 (現金、奴隸など8500バーツ相当) を水軍 (Thahan Fiphai) 大佐 Phrok が管理した。ところが国司の遺族は Phrok が、国司の徴収した地租の残額2000バーツ (25 chang) を着服していると訴え、Phrok は Krom Na 徴税官より嫌疑をうけて拘留され、裁判により

49) *K.S.*, 3-2/10, 10/55: pp. 74-80.

50) *ibid.*, pp. 18-26; *K.S.*, 3-2/9, 3/119.

51) *K.S.*, 3-1/1, 1/121: pp. 30-36.

52) *K.S.*, 3-2/10, 10/55: from Surasakmontri to the King, 23th Jan. R.S. 111.

53) *K.S.*, 3-1/5, 2/120.

その着服額の支払いを命ぜられた。Phrok はこれに承服せず半年にわたる処分撤回の行動をした。農務卿 Phatsakorawong は、国司 Phibun が、国司、郡司、村長の取り分として 25 chang をさしひいたが、Krom Na 徴税官はこれに合意せず、徴収額 1100 chang という帳簿を作り提出してしまい、地方役人への報酬取り分の会計報告がなく、結果的に問題の 25 chang が着服されたと見なされた、と結論した。

Krungthep の Krom Na 徴税官 Phraya Prachachip (本名 Muan) のケースは次の通りである。⁵⁴⁾ 1890年彼は死亡し、その息子 Song Müang は滞納分の支払い督促を受けた。息子の証言では、父の存命中 Phan Thong (本名 Saeng) が地租徴収の請負を申し出たので、父は息子を通じ Thong に収入印紙、領収押印章を渡した。Thong が徴収し、Prachachip が国庫に納付した地租は 1062 chang のみであったが、調査委員会は会計簿を検討し、未納分が 168 chang 以上あると結論した。息子は、この滞納分支払いのため財産を売り、拘留され、また請負人の Thong も破産したが、自らは Krom Na 徴税官ではないのだから釈放してほしいと訴えた。この件の最終的結着は不明だが、1897年に至って Damrong 親王を中心とする会議でも議題とされている。

Nonburi, Pathumthani の地租徴収 (1888年度分) を担当した Krom Na 徴税官 Phraya Sudarat のケースは次の通りである。⁵⁵⁾ 任期中彼は表 3 の通り合計 235 chang の地租を納付したが、このほかにかなりの滞納分があったもようである。1894～5年に農務大臣 Surasakmontri はこの滞納分を 252 chang 29 baht 32 salung と推定した。Sudarat は存命中にパトゥムタニー地域の未徴収分 100 chang の免除願いを提出した。この額は実際徴収され着服されたのか、あるいは全く徴収不可能だったのか⁵⁶⁾不明だが、1894年の彼の死後、Krom Na の督促官はこの免除願いには留意せず、妻子の身柄を拘留して滞納分の支払いを督促した。拘束された遺族は、Sudarat の財産はすでに Mahajjika 親王の手に渡っており、支払い能力は全くないとして支払い免除を願い出た。

このほか、ノンブリー国司による1881年度分地租 230 chang の公務流用、⁵⁷⁾ 1889年の Tak の国司による地租 197 chang の中央未納付、⁵⁸⁾ Chachoengsao の国司の任期中 (1892～1894年) の地租等 44 chang の公務流用、⁵⁹⁾ 等々地租の未納、着服の例はきわめて多い。

南部は、表 3 に示されるようにごく一部を除き Krom Na 徴税官の派遣はなく、1890年代に至ってからも、係官がワイロをとって面積を過小評価したり、郎党の土地の地租を免除した

54) *K.S.*, 3-2/5, 21/65: pp. 1-4; pp. 14-17; pp. 23-25.

55) *K.S.*, 3-2/18, 39/55.

56) Akon Suan (果樹園税) の場合は租税通知書 Chanot Suan の交付の遅れによる未徴収が多いとされる。
K.S., 3-1/1, 1/121: pp. 1-5.

57) *K.S.*, 3-2/25, 10/290.

58) *K.S.*, 3-1/2, 9/119.

59) *K.S.*, 3-2/26, 19/55.

り、徴税額より少ない額相当の収入印紙を貼ったり、Riang（南部の通貨）の換算率をごまかす等の不正行為が頻発した。⁶⁰⁾ Nakhon Si Thammarat は1888年度地租徴収のための Krom Na 徴税官が派遣されず、農務卿 Phatsakorawong は Krungkiao の徴税官 Phraya Kaset をひき続きこの地の徴税官に任命して、過去7年間の滞納分整理および1888年度、1889年度分の徴収を行なうよう奏上した。⁶¹⁾ 一般に地方当局の Krom Na への協力体制は弱く、1892年の地租徴収も地方当局はサボタージュ気味であった。⁶²⁾ 南部の例は単なる官吏の不正や農務省と内務省の対立というより、地方権力が残存し、中央の統制力が及ばなかったことをも示すと考えられる。

1890年代になってようやく中央から知事 (Kha Luang Yai) が派遣されるようになった北部の場合、1896年当時年7万ルピーの納付額を請負う中国人の徴税請負人が公然と存在した。⁶³⁾ この中国人はチェンマイ侯の債権人であった。属国 (Phrathet Rat) における地租は、中央には送付されず、現地の財政に支出され従来の Kin Mũang (食邑) の制度がそのまま認められたもようである。例えばクメールの Siamréap 州はその例である。⁶⁴⁾ このほか、注目すべき例として、1889年に Chachoengsao において地租徴収官がカソリック教徒 Keko なる人物とその徒党100人に襲われ捕えられ、地租徴収が危ぶまれたため、外務省を通じ、フランス領事に訴えがなされた。⁶⁵⁾ ボーリング条約の領事裁判権により地租徴収が物理的に阻止された例である。

1890年代は Krom Na と大蔵省（および内務省）との間で地租徴収の管轄をめぐる対立がおきた時期で、農務大臣 Surasakmontri によれば「省と省との間の問題」⁶⁶⁾ の生じた時期である。この結末は1896年の内閣の大改造と農務大臣 Surasakmontri の罷免、そしてその後数年間の農務省廃止という事態であった。1896年分の地租徴収は、Monthon Krungthep については、首都省 (Krasuang Nakhonban) より、Samutprakan, Khūan Khan, Krungthep, Pathumthani, Nonburi の各県知事に命令され、地方行政機構を通じて大蔵省に納付された。⁶⁷⁾ またその他の県は内務省により知事に命令され同じく大蔵省に納付された。1896年は地方行政改革によって諸県を州 (Monthon) に編成し、内務省より州知事を派遣して諸県を統管する Thesapiban 体制が進行し始めた年である。⁶⁸⁾ Krom Na を地租徴収業務から排除したのはこの内務省を主導とする地方行政改革の進行と符合している。

1898年には主要国税を一元的に徴収する国税局 (Krom Sanphakon) が創設され、国税局は

60) *K.S.*, 3-2/7, 5/119; *K.S.*, 3-2/22, 13/55 など。

61) *K.S.*, 3-2/4, 2/119.

62) *K.S.*, 3-2/8, 11/55: pp. 4-7.

63) *K.S.*, 3-2/24, 25/55; *DCR*, 1892, p. 20.

64) *K.S.*, 3-2/22, 31/55.

65) *K.S.*, 3-2/35, 10/290.

66) *K.S.*, 3-2/10, 10/55: p. 78.

67) *K.S.*, 3-2/27, 18/55.

68) 田辺 (1972)。

当面 Krungthep と Prachinburi 2 州の地租徴収を担当し、その他の州は州知事の命令を受けた地方当局が担当した。⁶⁹⁾ 国税局は大蔵省の管轄下にあるが、地方行政の区分を反映して、首都省の管轄区域を担当する Krom Sanphakon Nai (長官 W. A. Graham) と、内務省の管轄区域を担当する Krom Sanphakon Nok とに 2 分された。1898年に徴収された Krungthep 州の1897年度分の地租徴収額は表 4 の通りである。表 3 では Khūan Khan を除く 4 県 (Mūang) の1888年度分の地租徴収額は約17.2万バーツ相当であったが、10年後でそれは約 1 割増の19.7 万バーツであり、米作面積が増加した点を考えあわせると、この1897年度の徴収額自体はそれほど効率的行政の成果を示すものと評価できない。もっとも1897年の米作は不作であったとされ、⁷⁰⁾ また前年度の分を従来のように数年にわたって徴収するのではなく次年度内に迅速にすべて徴収した点は考慮されなければならない。表 1 によって1898年の地租収入総額は激増していることがわかるが、この激増に貢献したのは Krungthep 州ではなく、Krom Sanphakon Nok の担当した地方諸州であったとみられる。

表 4 1897年度地租徴収状況 (クルンテープ州)

(単位: Baht)

県 名	課 税 額	徴 収 額	未 徴 収 額
Krungthep	127,446	127,486	0
Pathumthani	19,847	19,410	436
Nonburi	39,043	39,027	15
Samutprakan	30,964	30,964	0
Nakhon Khūan Khan	27,358	25,674	1,683
合 計	244,677	242,564	2,135

(出所) *K.S.*, 3:2/31, 10/55, Rūang Kep Ngoen Kha Na Monthon Tang Tang, p. 42.

地租徴収は Krom Na を排除するという権力闘争の局面を経て制度的に整備され、滞納、脱漏分を整理し増収をはかるという消極的路線から課税方式そのものを変更するという積極的増収策がうち出された。1906年の地租徴収布告にもとづき、田地が 5 等級に区分され、1908年には Ratburi, Nakhon Chaisi, Prachinburi, Nakhon Sawan, Phitsanulok 等これまで Na Fang Loi 方式の課税しかなされなかった州にも Na Khu Kho 方式の課税が導入された。⁷¹⁾ もっとも、一律に Na Khu Kho 方式の課税を行なうという構想そのものはすでに1896年の「田地測量法」(Praratchabanyat Truat Rangwat Na)⁷²⁾ 案の中に示されていた。ともかく、以上の税率、課税方式自体の変更という措置を経て、表 1 に示されるように、地租収入額は1906年度より一挙に倍増を示したのである。

69) *K.S.*, 3:2/31, 10/55: pp. 56-59; "Prakat Krasuang Nakhon Ban," *PKPS*, vol. 16, pp. 398-9.

70) *ibid.*: pp. 43-45.

71) *K.S.*, 3:2/35, 10/290: from Damrong to the King, 30th March R.S. 128 によれば、Na Khu Kho は、①農民が集落を形成し恒常的に米作をする、②米作に必要な十分な人口がある、地域とされた。

72) 注31)参照

表5によれば租税総収入額中に占める地租収入の比率は1906/7年を境にして9.1%から17.1%にふえたあと、多少のバラツキはあるが、1911/12, 1912/13, 1920/21年のような不作の年(従って地租減免がある)を除くとほぼ15%前後には達している。徭役労働の金納化が進んだ上に、1910年に華僑人頭税が毎年徴収されるようになり人頭税収入もふえたので、地租と人頭税の収

表5 租税額中に占める地租の割合

	地 租 (A)			人頭税(B)			その他非直 接税(C)*			租税額合計 (D=A+B+C)		
	Baht	割 合 A/D	%	Baht	割 合 B/D	%	Baht	割 合 C/D	%	Baht	割 合	%
1894/5	1479	758	10.0	486	434	3.3	12794	351	86.2	14838	826	100
1895/6	1129	455	7.5	428	111	2.8	13477	266	89.6	15034	832	//
1896/7	1696	675	10.4	557	675	3.4	14083	304	86.2	16337	654	//
1897/8	1602	354	8.1	1372	321	7.0	16742	857	84.9	19717	532	//
1898/9	2763	268	12.3	1153	533	5.1	18531	637	82.0	22448	438	//
1898/1900	2667	383	10.6	1679	247	6.7	20781	192	82.7	25127	822	//
1900/1	2995	378	10.5	3128	821	11.3	22386	966	78.5	28511	165	//
1901/2	3144	855	10.3	2406	523	7.9	24852	295	81.7	30403	673	//
1902/3	3163	535	10.0	2547	553	7.8	26933	121	82.2	32644	209	//
1903/4	2941	196	8.5	3363	044	9.7	28409	382	81.8	34713	622	//
1904/5	3763	647	9.9	3181	834	8.4	31152	021	81.8	38097	502	//
1905/6	3859	494	9.1	4138	249	9.7	34598	832	81.2	42596	575	//
1906/7	7579	449	17.1	4928	808	11.1	31780	588	71.8	44288	845	//
1907/8	7638	743	17.2	3952	052	8.9	32716	908	73.8	44307	703	//
1908/9	7101	429	14.4	5051	386	10.3	37057	860	75.3	49210	675	//
1909/1910	8003	720	15.6	6883	682	13.4	36404	701	71.0	51292	103	//
1910/11	7302	699	14.0	6954	351	13.4	37774	951	72.6	52032	001	//
1911/12	6043	752	12.3	7342	308	14.9	35766	237	72.8	49152	297	//
1912/13	6894	924	12.9	6981	012	13.1	39582	246	74.0	53458	482	//
1913/14	8379	474	14.1	7314	646	12.3	43767	056	73.6	59461	178	//
1914/15	8614	667	14.2	7441	443	12.2	44833	182	73.6	60889	292	//
1915/16	8217	723	13.3	7688	457	12.4	45923	112	74.3	61829	292	//
1916/17	10075	593	15.5	8069	179	12.4	46969	978	72.1	65114	755	//
1917/18	8676	850	13.1	8340	672	12.6	48977	328	74.3	65994	850	//
1918/19	8832	273	13.4	8409	813	12.7	48749	861	73.9	65991	947	//
1919/1920	7485	870	10.9	9251	137	13.4	52053	877	75.6	68790	684	//
1920/21	6225	060	10.6	8176	495	14.0	44141	110	75.4	58542	655	//
1921/22	9704	337	15.5	7749	234	12.3	45349	621	72.7	62803	192	//
1922/23	9799	475	16.2	7207	425	11.9	43625	952	71.9	60632	852	//
1923/24	10281	903	16.2	6930	046	10.9	46378	470	72.9	63590	419	//
1924/25	10502	075	16.4	7120	557	11.1	46346	402	72.5	63975	034	//
1925/26	10177	920	15.0	7036	264	10.3	50757	819	74.7	67972	003	//
1926/27	11621	291	16.0	10059	653	13.8	51009	487	70.3	72690	431	//
1927/28	12834	696	15.1	10046	670	11.8	62169	734	73.1	85061	109	//

注：* アヘン請負税，関税，消費税，内国取引税，漁獲税，賭博税，宝くじ等。
(出所) *Statistical Yearbook of the Kingdom of Siam.*

入をあわせると租税総収入のほぼ25～30%を占める。⁷³⁾ 1920年代の関税自主権の獲得によって関税収入の比重がふえるまでは、地租、人頭税という農民負担の国家財政に占める役割は決して小さくはなかった。

州 (Monthon) 別地租徴収額の推移は、州行政区域の一部変更もあるため、正確には把握できないが、徴収額の多い上位7州に限ってみると図2の通りである。まず1920/21年に大きな落ち込みがあり、不作であったことがわかる。次に徴収額の大きい Ayutthaya, Prachin Buri, Nakhon Chaisi の変動が大きいのはある意味で当然だが、同時にこれらの州には新開地が多く、収穫状態が水量の不安定等を反映してきわめて不安定であったことを示すものと考えられる。これに比較するとともに徴収額の少ない Nakhon Sawan, Ratburi, Payap などは安定している。理由は収穫状態の安定というより、新開地の地租徴収が困難であり、いわば徴税請

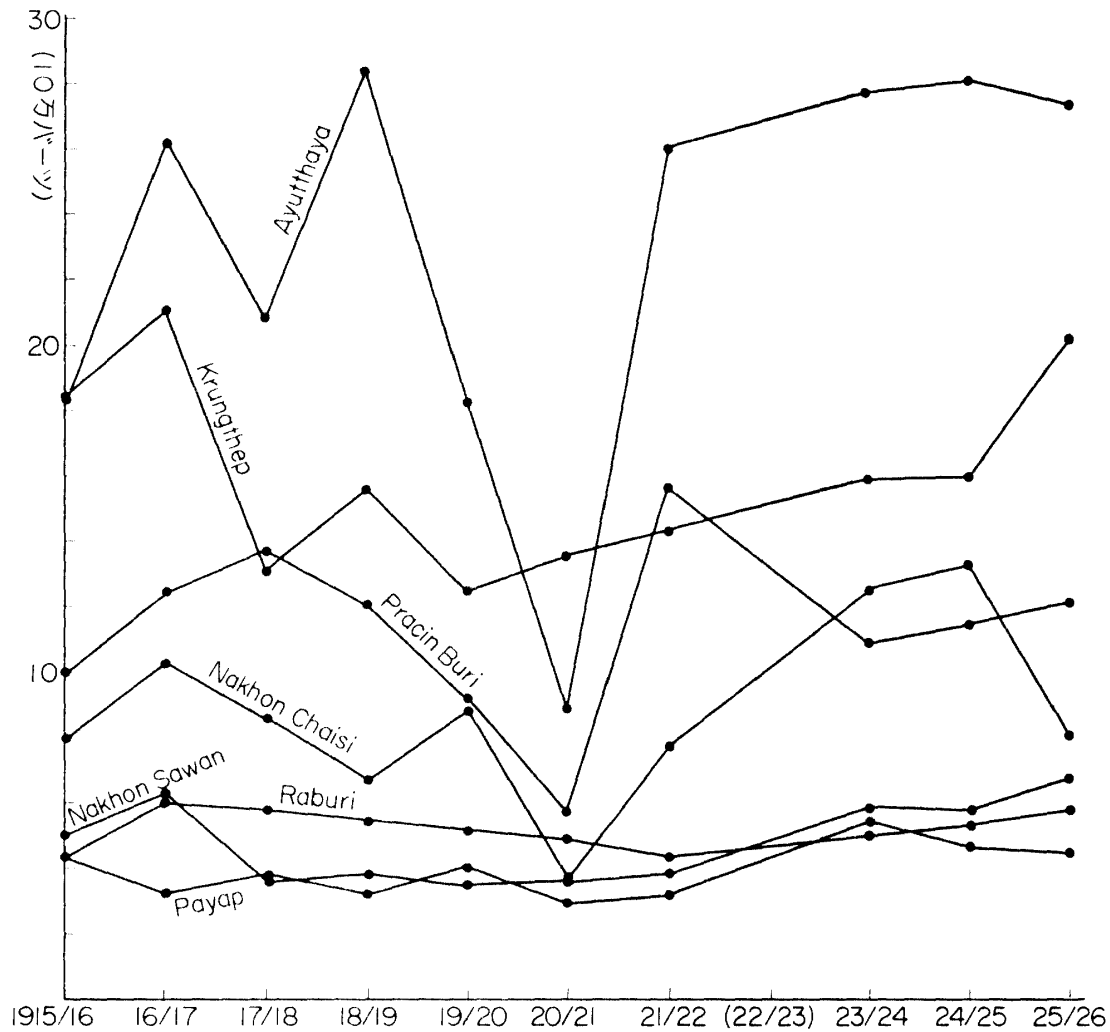


図2 州別地租徴収額 (上位7州)

(出所) *Statistical Yearbook of the Kingdom of Siam.*

73) Ingram (1971): p. 178 は1910～26年にこの比率を20～25%とするが、定常状態ではもっと大きい。

負化の伝統がそのまま残っていたためとみられる。

おわりに

これまでの検討では、地租改正を財政改革——地方行政改革にともなう物的条件整備としての——の一環という視点にしばってきた。ここで問題となるのは地租改正が土地所有権の確定策とどう関係するのかという点である。

1900年の地租法が明瞭に規定するように地租とは、土地の所有に課される租税ではなく、土地の利用に課される一種の用益税であった。家産制国家的土地所有の根強い伝統の下で、権利の未確定な土地が次々と創出されるという状況の中では、地租を土地所有と結びつける現実的条件はきわめて少なかった。さらにチャクリ改革の権力闘争の中で Krom Na, 農務省が伝統的な地租徴収業務から排除されたこと、再設農務省が土地所有権確定事業の管轄しか許されなかったことは地租改正と土地所有権との関係を断絶させた直接の契機となった。⁷⁴⁾

引用文献

- Damrong (1963): กรมพระยาดำรงราชานุภาพ, “ตำนานภาษีอากรบางอย่าง” ลัทธิธรรมนิยมต่างๆ เล่มที่ ๒, คลังวิทยา, พ.ศ. ๒๕๐๖.
- Saguan (1955): สงวน ลักษณะคน, ลักษณะวิชาประวัติศาสตร์ การปกครอง เรื่องงานปฏิรูป ใน รัชกาลที่ ๕, วิทยานิพนธ์ ปริญญา โท: มหาวิทยาลัยธรรมศาสตร์ พ.ศ. ๒๔๙๔.
- Wichitwathakan (1965): หลวงวิจิตรวาทการ, วิจิตรสาร, ๕ เล่ม.
- PKPS: เสถียร ลายลักษณ์, ประชุมกฎหมายประจำศก, พ.ศ. ๒๔๗๔.
- Chit (1974): จิตร ภูมิศักดิ์, โฉมหน้าศักดินาไทย, พ.ศ. ๒๕๑๗.
- K.S.: จดหมายเหตุกรมมา (กระทรวงเกษตรธิการ) ในจดหมายเหตุราชการที่ ๕.
- Bowring, Sir John. 1969. *The Kingdom and People of Siam*, 2 vols., London.
- DCR: *Diplomatic and Consular Report on Trade and Finance of Siam*, British Foreign Office.
- Ingram, James C. 1971. *Economic Change in Thailand; 1850-1970*. Stanford.
- RFA: *Report of the Financial Adviser upon the Budget of the Kingdom of Siam*.
- Siffin, W. J. 1966. *The Thai Bureaucracy; Institutional Change and Development*. Honolulu.
- Wilson, Constance M. 1970. *State and Society in the Reign of Mongkut, 1851-1868; Thailand on the Eve of Modernization*. unpublished Ph. D. Thesis, Cornell University.
- Wira Wimoniti. 1961. *Historical Patterns of Tax Administration in Thailand*. Bangkok.
- 田辺繁治. 1972. 「タイにおける国家領域の成立過程——チャクリ改革期を中心として」『史林』55巻6号。
- 北原 淳. 1973. 『近代タイの土地法制——戦前の土地法体系に関する一試論』アジア経済研究所所内資料。
- . 1974. 「ラーマ5世王期の土地政策——地租徴収と権利確定の関係を中心として」『アジア諸国等における土地政策』アジア経済研究所所内資料。
- . 1976. 「タイにおける土地所有権の確定——その発生史をめぐる」斎藤仁編『アジア土地政策論序説』アジア経済研究所。

74) 詳しくは、北原 (1976)。